

## 議第 3 号

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和 24 年 3 月県教育委員会規則第 4 号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

第 3 条中「次」を「前条の規定にかかわらず、次」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とする。

第 1 条中「の通学区域」を「(以下「高等学校」という。)の通学区域」に改め、同条を第 2 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

第 1 条 山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

別表中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同表第 1 項中「課程」を「課程（前項に掲げる高等学校の課程を除く。）」に改め、同項を同表第 2 項とし、同表第 2 項の前に次の 1 項を加える。

1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（昭和 55 年 2 月県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「別表第 1 項第 1 号」を「別表第 2 項第 1 号」に改める。

提 案 理 由

平成 28 年 4 月に開校する山形県立東桜学館中学校・高等学校の通学区域を定めるため提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

## 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正について

教育庁高校教育課

### 1 改正理由

平成 28 年 4 月に山形県立東桜学館中学校・高等学校が開校することにあわせ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す山形県立中学校及び山形県立高等学校の通学区域は、県下一円とすると規定するもの。

### 2 施行期日

公布の日から施行する。

山形県立高等学校通学区域に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
○ <u>山形県立高等学校通学区域に関する規則</u>	○ <u>山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則</u>
第1条 山形県立高等学校の <u>通学区域</u> は、別表による。	第1条 <u>山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。</u>
第2条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。	第2条 山形県立高等学校（以下「高等学校」という。）の <u>通学区域</u> は、別表による。
第3条 <u>次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。</u> (1)～(3) 一略一	第3条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。
別表	別表
1 全日制の課程	1 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円</u>
(1) 普通科	2 <u>全日制の課程（前項に掲げる高等学校の課程を除く。）</u>
イ 東学区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町	(1) 普通科
ロ 北学区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村	イ 東学区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町
ハ 南学区 米沢市 長井市 南陽市 高島町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町	ロ 北学区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
ニ 西学区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町	ハ 南学区 米沢市 長井市 南陽市 高島町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町
(2) 理数科	ニ 西学区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町
イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村	(2) 理数科
ロ 南学区 前号ハに掲げる市町	イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村
ハ 西学区 前号ニに掲げる市町	ロ 南学区 前号ハに掲げる市町
(3) 普通科及び理数科以外の学科 県下一円	ハ 西学区 前号ニに掲げる市町
2 定時制の課程 県下一円	(3) 普通科及び理数科以外の学科 県下一円
3 専攻科 県下一円	3 定時制の課程 県下一円
	4 専攻科 県下一円

## <現行>

### ○山形県立高等学校通学区域に関する規則

第1条 山形県立高等学校の通学区域は、別表による。

第2条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。

第3条 次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。

- (1) 学校の入学志願者の比率が著しく不均衡である場合
- (2) 生徒の通学が著しく不便と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

—略—

附 則 (昭和55年2月22日教委規則第2号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度に高等学校第1学年に入学する者から適用する。

(経過措置)

- 2 当分の間、山形県立高等学校の全日制の課程普通科の通学区域は、別表第1項第1号の規定にかかわらず、同項第2号に規定する通学区域とする。

—略—

## 別表

### 1 全日制の課程

#### (1) 普通科

イ 東学区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町 西川町  
朝日町 大江町

ロ 北学区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町 舟形町  
真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村

ハ 南学区 米沢市 長井市 南陽市 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町

ニ 西学区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町

#### (2) 理数科

イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村

ロ 南学区 前号ハに掲げる市町

ハ 西学区 前号ニに掲げる市町

#### (3) 普通科及び理数科以外の学科 県下一円

2 定時制の課程 県下一円

3 専攻科 県下一円

<改正案>

○山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

第1条 山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

第2条 山形県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域は、別表による。

第3条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。

- (1) 学校の入学志願者の比率が著しく不均衡である場合
- (2) 生徒の通学が著しく不便と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

—略—

**附 則**（昭和55年2月22日教委規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度に高等学校第1学年に入学する者から適用する。

（経過措置）

2 当分の間、山形県立高等学校の全日制の課程普通科の通学区域は、別表第2項第1号の規定にかかわらず、同項第2号に規定する通学区域とする。

—略—

別表

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円

2 全日制の課程（前項に掲げる高等学校の課程を除く。）

(1) 普通科

イ 東学区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町 西川町  
朝日町 大江町

ロ 北学区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町 舟形町  
真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村

ハ 南学区 米沢市 長井市 南陽市 高島町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町

ニ 西学区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町

(2) 理数科

イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村

ロ 南学区 前号ハに掲げる市町

ハ 西学区 前号ニに掲げる市町

(3) 普通科及び理数科以外の学科 県下一円

3 定時制の課程 県下一円

4 専攻科 県下一円

## 議第 4 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

新設する県立中学校の入学者選抜基本方針の決定に関することを教育委員会の事務と規定するため提案するものである。

平成27年8月20日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

## 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則 の一部改正について

教育庁総務課

### 1 改正理由

平成 28 年 4 月に山形県立楯岡高等学校を東根市に移転し、新設する県立中学校を併設して、併設型中高一貫教育校の「東桜学館中学校・高等学校」を開校することにあわせ、県立高等学校に加え、県立中学校の入学者選抜基本方針の決定に関することについても教育委員会の事務と規定するもの。

### 2 施行期日

公布の日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委任する事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(11) ー略ー</p> <p>(12) <u>県立高等学校</u>の入学者選抜基本方針の決定に関すること。</p> <p>(13)～(32) ー略ー</p> <p>ー略ー</p>	<p>(委任する事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(11) ー略ー</p> <p>(12) <u>県立中学校及び県立高等学校</u>の入学者選抜基本方針の決定に関すること。</p> <p>(13)～(32) ー略ー</p> <p>ー略ー</p>

## 現行規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則

昭和31年11月16日山形県教育委員会規則第12号

(総則)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして専決させる事務は、この規則の定めるところによる。

(委任する事務)

**第2条** 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針を決定すること。
- (2) 学校(分校を含む。)その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 予定価格70,000,000円以上の教育財産(土地については、一件20,000平方メートル以上のものに限る。)の取得について知事に申し出ること。
- (4) 教職員人事の基本方針に関すること。
- (5) 教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を含む。以下同じ。)の任免、その他の人事に関すること。
- (6) 教育委員会の附属機関の委員の任免、委嘱又は解嘱に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の施設の整備計画に関すること。
- (8) 市町村立の高等学校、専修学校(高等課程、専門課程及び一般課程を含む。)及び各課学校の設置、廃止及び設置者の変更等を認可すること。
- (9) 小学校、中学校の学級編制についての同意に関すること。
- (10) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること。
- (11) 教科書の採択に関すること。
- (12) 県立高等学校の入学者選抜基本方針の決定に関すること。
- (13) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。
- (14) 社会教育主事の認定に関すること。
- (15) 史跡名勝天然記念物の仮指定及び仮指定の解除並びに県指定文化財の指定及び指定の解除に関すること。
- (16) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しに関すること。
- (17) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第184条第1項の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること。
- (18) 教育に関する法人及び公益信託に関すること。
- (19) 教育委員会規則、訓令の制定又は改廃に関すること。
- (20) 歳入歳出予算及び議会の議決を経るべき事件の意見に関すること。
- (21) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5から第245条の7までの規定による是正の要求、勧告及び指示を行うこと。
- (22) 教育委員会の行う表彰に関すること。
- (23) 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。
- (24) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務(授業料等、使用料及び入館料の減免並びに奨学金及び就学資金の返還の免除に関する事務を除く。第4条第1項第12号において同じ。)に関すること。
- (25) 公文書の開示等に関すること。
- (26) 個人情報の開示等に関すること。
- (27) 公の施設に係る指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関すること。
- (28) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による点検及び評価に関すること。
- (29) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関する

こと。

(30) 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）に基づく退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付の決定に関すること。

(31) P T A・青少年教育団体が行う共済事業に関すること。

(32) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること

**第3条** 前条の規定にかかわらず委任された事務で重要かつ、異例なことについては、教育委員会の決定によらなければならない。

（専決させる事務）

**第4条** 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。

(1) 教育委員会事務局の理事、教育次長、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関すること。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基く分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関するものを除く。

(2) 教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の給料の決定及び公務災害補償に関すること。

(3) 教育職員免許法に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。

(4) 文化財保護法第184条第1項の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること。

(5) 史跡名勝天然記念物の仮指定及び仮指定の解除に関すること。

(6) 小学校、中学校の学級編制についての同意に関すること。

(7) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること。

(8) 社会教育主事の認定に関すること。

(9) 定例に属し、かつ重要でない事項の告示及び公告に関すること。

(10) 山形県教育功労者表彰規則に基づく表彰以外の表彰等に関すること。

(11) 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。

(12) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務に関すること。

(13) 教育に関する法人の設立許可の取消を除く法人に関すること。

(14) 教育に関する公益信託に関すること（引受けの許可を除く。）。

(15) 市町村立の幼稚園、高等学校及び各種学校の名称、位置の変更等の認可に関すること。

(16) 公文書の開示等に関すること。

(17) 個人情報の開示等に関すること。

(18) 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関すること（指定管理者の募集、指定及び指定の取り消しを除く。）。

(19) 教育公務員特例法に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること。

(20) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(21) P T A・青少年教育団体が行う共済事業に関すること（事業認可の取消しを除く。）。

(22) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること

2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、教育次長がその事務を代決する。

3 教育長は、次の各号に掲げる専決事務を処理するに当たっては、その事務の一部を当該各号に定める者限りで処理させることができる。

(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる専決事務 教育事務所長

(2) 第1項第16号及び第17号に掲げる専決事務 教育事務所長及び学校その他の教育機関の長  
（臨時専決処理）

**第5条** 教育長は、第2条各号に掲げる事務（前条第1項各号に掲げるものを除く。）で緊急に処理することを要するものについて、非常災害その他緊急やむを得ない事情のため教育委員会の会議を開くいとまがないと認められるとき又は教育委員会の会議を開くことができないときは、専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務について、その旨を次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

議第 5 号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
の制定について

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のよう  
に制定する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和 44 年 7 月県教育委員会規則  
第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則

第 1 条中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例」を「山形県立学校の授業料等徴  
収条例」に改める。

別記様式第 1 号、別記様式第 4 号及び別記様式第 6 号中「山形県立高等学校の授業  
料等徴収条例施行規則」を「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部改正に伴い提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

## 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正について

教育庁総務課

### 第1 提案理由

- 県立中学校における入学者選抜手数料の設定等のため、「山形県立高等学校の授業料等徴収条例」の一部を改正し、条例の題名を「山形県立学校の授業料等徴収条例」と改正したため、提案するもの。

### 第2 改正内容 規則の題名・本文第1条の改正

- 条例名が改正されたことから、規則の題名、本文第1条中の条例名及び別記様式中の規則名を改める。

### 第3 施行期日

- 公布の日とする。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○<u>山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>山形県立高等学校の授業料等徴収条例</u>(昭和43年3月県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 一略一</p> <p>別記 様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 県立 高等学校 制の課程 ( 科) 学年(部) 氏 名 保護者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">授業料等減額(免除)申請書</p> <p>下記により授業料(受講料)を減額して(免除して)くださるよう<u>山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則</u>第5条第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一略一</p> <p>様式第2号 一略一 様式第3号 削除</p>	<p>○<u>山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>山形県立学校の授業料等徴収条例</u>(昭和43年3月県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 一略一</p> <p>別記 様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 県立 高等学校 制の課程 ( 科) 学年(部) 氏 名 保護者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">授業料等減額(免除)申請書</p> <p>下記により授業料(受講料)を減額して(免除して)くださるよう<u>山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則</u>第5条第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一略一</p> <p>様式第2号 一略一 様式第3号 削除</p>

様式第 4 号

第 年 月 日 号

様

山形県教育委員会教育長

授 業 料 等 減 免 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた授業料（受講料）の減額（免除）  
について、山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則第 7 条の規定により  
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

—略—

様式第 5 号 —略—

様式第 6 号

第 年 月 日 号

様

山形県教育委員会教育長

授 業 料 等 減 免 取 消 通 知 書

年 月 日付け第 号で通知した授業料（受講料）の減額（免  
除）について、山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則第 8 条第 2 項の  
規定により下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

—略—

様式第 7 号 —略—

様式第 4 号

第 年 月 日 号

様

山形県教育委員会教育長

授 業 料 等 減 免 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた授業料（受講料）の減額（免除）  
について、山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則第 7 条の規定により下記  
のとおり決定しましたので、通知します。

記

—略—

様式第 5 号 —略—

様式第 6 号

第 年 月 日 号

様

山形県教育委員会教育長

授 業 料 等 減 免 取 消 通 知 書

年 月 日付け第 号で通知した授業料（受講料）の減額（免  
除）について、山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則第 8 条第 2 項の規定  
により下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

—略—

様式第 7 号 —略—

○山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則

昭和44年7月9日山形県教育委員会規則第10号

(趣旨)

**第1条** この規則は、山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料の徴収方法)

**第2条** 条例第4条各号の規定による授業料の額（以下「授業料月額」という。）の徴収は、毎月17日（新たに在籍することとなつた者（第4項及び第6項に規定する者を除く。以下同じ。）に係る4月分の授業料月額については5月17日、在籍する全ての者（専攻科に在学する者並びに第4項及び第6項に規定する者を除く。）に係る7月分の授業料月額については8月17日、在籍する全ての者に係る3月分の授業料月額については2月17日）までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定により、法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者又は法第17条に規定する届出を行った者に係る授業料月額（当該認定に係る申請又は届出の日の属する月から当該申請又は届出に係る処分の日属する月までに係るものに限る。）の徴収は、当該申請又は届出に係る処分の日属する月の翌月17日（当該処分の日属する月が3月である場合は、当該処分の日から起算して17日を経過する日又は3月31日のいずれか早い日）までに行うものとする。ただし、これによりがたい場合にあつては、教育委員会教育長が別に定める日までに行うものとする。

3 在籍する山形県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）以外の県立高等学校において教科・科目の一部を履修する場合における当該教科・科目に係る授業料月額の徴収は、当該在籍する県立高等学校において行うものとする。

4 月の中途に県立高等学校相互間において転学又は転籍する者の授業料月額は、当該月の初日に在籍する県立高等学校において、当該課程に係る授業料月額を徴収するものとする。

5 前項の場合において、第1項又は第2項に定める納期前に転学又は転籍する者の授業料月額の徴収は、当該転学又は転籍する日までに行うものとする。

6 県立高等学校以外の高等学校から転入する者の授業料月額の徴収は、月の初日に転入し、かつ、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した場合を除き、転入した日から起算して17日以内に行うものとする。ただし、その納期が翌月にわたる場合は当該転入した日の属する月の末日までとする。

7 復学を許可された者及び留学を許可された者（以下「留学者」という。）で当該留学の期間が満了したものの授業料月額の徴収方法は、前項の例による。

8 第1項又は第2項に定める納期前に退学する者の授業料月額の徴収は、当該県立高等学校を退学する日までに行うものとする。

(受講料の徴収方法)

**第3条** 条例第5条の規定による受講料の徴収は、教育委員会教育長が別に定める日までに行うものとする。

(授業料等の減免事由)

**第4条** 生徒の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合を除き、次のいずれかに該当することにより、生徒の属する世帯の収入が別に定める基準に達しない場合又はその世帯の収入に比し支出の増加が著しい場合には、条例第8条に規定する経済的理由によつて納付が困難な場合とする。

(1) 父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が生徒の保護者となつている場合

(2) 生徒の保護者が長期の疾病にかかつている場合又はその身体に重大な障がい（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章第4項第2号ア及びイに規定する障害をいう。）がある場合

(3) 生徒の属する世帯の住宅、家財等の財産が災害により重大な損害を受けた場合その他その世帯に特別の事情がある場合

(減免の申請)

**第5条** 授業料又は受講料(以下「授業料等」という。)の減免を受けようとする者(授業料月額 $\frac{2}{1}$ に相当する額を減額されている者で授業料月額の全額の免除を受けようとするものを含む。以下「申請者」という。)は、授業料等減額(免除)申請書(別記様式第1号)に、休学を許可された者(以下「休学者」という。)及び留学者を除き次に掲げる書類を添付して当該申請者の在籍する県立高等学校の学校長を経由して教育委員会教育長に申請しなければならない。

- (1) 家庭状況調書(別記様式第2号)
- (2) 所得及び資産に関する市町村長の証明書
- (3) 前2号に規定する書類のほか減免理由を証明する書類

2 学校長は、前項の申請書を受理したときは、実情を調査の上授業料等の減免の適否に関する意見(休学者及び留学者に係るものを除く。)を付して教育委員会教育長に進達しなければならない。

(減免の期間及び額)

**第6条** 授業料等の減免の期間及び額は、次の各号によるものとする。

- (1) 休学者については、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日に当たる場合はその月から復学した日の属する月の前月(復学した日が月の末日に当たる場合はその月)までの授業料月額 $\frac{2}{1}$ の全額
- (2) 留学者については、留学した日の属する月の翌月(留学した日が月の初日に当たる場合はその月からその留学の期間が満了した日の属する月の前月(当該留学の期間が満了した日が月の末日に当たる場合はその月)までの授業料月額 $\frac{2}{1}$ の全額
- (3) 前2号以外の者の授業料については、減免を決定した日の属する月の翌月(新たに在籍することとなった者に係る減免であつて、減免を決定した日の属する月が4月の場合は、減免を決定した日の属する月)から減免理由の解消する日の属する月までの授業料月額 $\frac{2}{1}$ の全額又は $\frac{2}{1}$ に相当する額(当該 $\frac{2}{1}$ に相当する額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において同じ。)
- (4) 受講料については、受講しようとする科目に係る受講料の全額又は $\frac{2}{1}$ に相当する額

(減免の決定及び通知)

**第7条** 教育委員会教育長は、授業料等減額(免除)申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ授業料等の減免の適否を決定し授業料等減免通知書(別記様式第4号)により、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

**第8条** 授業料等の減免を受けている者(以下「被減免者」という。)は、授業料等の減免理由が消滅したときは、授業料等減額(免除)理由消滅届(別記様式第5号)によりすみやかに学校長を経由して教育委員会教育長に届け出なければならない。

2 教育委員会教育長は、前項の届出に基づき、授業料等の減免を取り消すことを決定したときは、授業料等減免取消通知書(別記様式第6号)により学校長を経由して被減免者に通知するものとする。

(虚偽申請等による減免の取消等)

**第9条** 教育委員会教育長は、被減免者が減免の理由に虚偽の申請をなしたことが明らかな場合又は前条第1項の届出を怠つたときは、その減免を取り消すものとする。

2 前項の場合において、減免を取り消された期間に係る授業料月額及び受講料は、一時に徴収するものとする。

(授業料等減免台帳)

**第10条** 教育委員会教育長は、授業料等減免台帳(別記様式第7号)を備え付け、所要事項を記載するものとする。

## 別記

様式第1号

様式第2号

様式第3号 削除

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

議第 6 号

山形県立中学校管理運営規則の設定について

山形県立中学校管理運営規則を次のように制定する。

山形県立中学校管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき山形県立中学校（以下「中学校」という。）の管理運営に関する基本的事項を定め、中学校の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(名称及び入学定員)

第2条 中学校の名称及び入学定員は、次のとおりとする。

学校名	入学定員
山形県立東桜学館中学校	99

(修業年限)

第3条 中学校の修業年限は、3年とする。

(併設型中学校における教育課程の実施)

第4条 次の表の左欄に掲げる中学校（次項において「併設型中学校」という。）及び同表の右欄に掲げる高等学校（次項において「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

中学校	高等学校
山形県立東桜学館中学校	山形県立東桜学館高等学校

2 併設型中学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

(組織)

第5条 中学校に校長、副校長又は教頭、教諭及び養護教諭又は養護助教諭を置く。

2 前項に規定するもののほか、中学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。

主幹教諭、栄養教諭、実習教諭、助教諭、講師、実習講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能長、学校司書、学校技能員

第6条 前条に規定する職の職務は、別に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
事務部長	校長の命を受けて庶務及び会計事務を統括し、他の事務職員等を監督する。
事務長	
事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
事務次長	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。
実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
学校栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。
主任学校栄養士	栄養に関する業務を担当する。
学校栄養士	栄養に関する業務に従事する。
技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。
学校司書	学校図書館の業務に従事する。
学校技能員	担当業務に従事する。

(準用規定)

第7条 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）第2条、第4条、第6条の2から第17条まで（第8条第1項ただし書を除く。）、第19条第1項、第25条、第27条から第35条まで、第37条から第43条まで（第37条第2号、第38条第2項及び第39条ただし書を除く。）及び第45条から第50条まで（第45条第5項及び第47条第2項を除く。）の規定は、中学校に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第3項	山形県公立高等学校入学者選抜業務	山形県立中学校入学者選抜業務及び山形県立高等学校入学者選抜業務
第12条（見出しを含む。）及び第13条第1項	修学旅行	研修旅行
第25条第3項	当該学年又は年次	当該学年
第37条	中学校	小学校

第 37 条第 1 号	9 年	6 年
第 39 条	別に定める様式による入学願書	別記様式第 4 号
	出身学校長を経由して、志願する高等学校長	校長
第 40 条	第 1 学年若しくは第 1 年次	第 1 学年
	第 2 学年若しくは第 2 年次	第 2 学年
第 42 条	住民票抄本及び入学料	住民票抄本
第 45 条第 1 項	転学又は他の課程に転籍	転学
	転学（転籍）願書	転学願書
第 47 条第 1 項	授業料、入学料及び入学者選抜手数料	入学者選抜手数料
第 49 条第 2 項	退学、停学	退学
第 49 条第 3 項	退学及び停学	退学

(補則)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 平成 27 年度に行う入学者選抜及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の例によりすることができる。この場合において、第 7 条の表中

「

校長

とあるのは、

」

「

教育次長

と読み替えるものとする。

」



様式第 2 号

\_\_\_\_\_年度

\_\_\_\_\_中学校授業日数時間数表

学 年	校 長 名
1・2・3	印

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
授業日数													
授業総時数													
1日当たり 平均授業時数													
授業開始時刻													
授業終了時刻													
1時間授業 実時間													
備考 学年別に作成し、該当学年を○で囲む。ただし、2以上の学年で共通の場合は、1表に示してよい。													

第 号	割 印	山形県立 中学校長 氏 名	年 月 日	右は中学校の課程を卒業したことを証します	校 印	卒 業 証 書
		校長印			氏 生 年 月 日 名	

# 入学願書

年 月 日  
山形県立 中学校長殿

山形県  
収入証紙

貴校への入学を志願いたします。

志願者	ふりがな			性別	男・女	志願者顔写真
	氏名					
	生年月日	年 月 日生				
	現住所	〒 —				
	学校名	立 学校				
保護者	氏名	?				
	現住所	〒 —				
	連絡先	電話番号① ( — — )	自宅の電話番号			
		電話番号② ( — — )	日中連絡が取れる電話番号			

様式第5号

誓 約 書

山形県立 中学校長殿

年 月 日

本 人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	現 住 所	
保 護 者	氏 名	印
	現 住 所	
	本人との関係	

私は、在学中、学校の規則に従い生徒の本分を守って学業に精励いたします。  
在学中本人に関することは保護者が一切を引き受けることを承諾します。  
ここに誓約いたします。

提 案 理 由

新設する県立中学校の管理運営規則を制定するため提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

## 山形県立中学校管理運営規則の設定について

教育庁総務課教職員室

### 1 制定理由

平成 28 年 4 月に併設型中高一貫教育校の「山形県立東桜学館中学校・高等学校」を開校することにあわせ、県立中学校管理運営規則を定めるもの。

### 2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成27年度に行う入学者選抜及びこれに関し必要な手続その他の行為は、公布の日から施行する。

## 中学校管理運営規則に係る参考資料

### 1 東桜学館中学校・高等学校に配置予定の職種

職 種		中学校が本務	高校が本務	備 考
校 長			○	中学校を兼務
副校長又は教頭		○	○	それぞれ兼務
教 諭		○	○	それぞれ兼務
養護教諭		○	○	それぞれ兼務
実習教諭			○	中学校を兼務
事 務	事務部長		○	中学校を兼務
	主査・主事等	○	○	それぞれ兼務
学校司書			○	中学校を兼務
学校技能員			○	中学校を兼務
学校栄養士		○		非常勤を予定

※ 他には、講師など

### 2 兼務発令により生じる業務について（例）

#### （1）教諭、講師等

学級担任	<p>◇中学校：中学校から持ち上がって、高校の担任をすることがある。</p> <p>◇高校：中学校で担任をすることがある。</p> <p>※ただし、可能性があるのは教諭のみであり、講師や助教諭が担任をすることはない。</p>
授 業	<p>◇中学校：高校の授業の一部を担当することがある。6年間の系統的な教育課程であるため、中学校において高校レベルの内容を取り入れた授業を行うことは十分ある。特に、数学においては、高校「数学Ⅰ」を70時間分先取りする。英語においても、高校で学習する英単語を含んだ教材を扱う。</p> <p>◇高校：中学校の授業の一部を担当することがある。</p>
学校生活 行 事	<p>全校集会、登下校の立哨指導、中高合同の学校行事などにおいては、中高分け隔てなく指導する。</p>
部活動	<p>中高一緒に活動が可能な部活動において、中高分け隔てなく指導することがある。</p> <p>【例1】高校の美術科教諭が美術部の顧問となり、中学生の美術部員も指導する。</p> <p>【例2】弓道部は市町村立中学校になく、指導歴のある中学校教諭がないので、高校教員の顧問が中学生の部員も指導する。</p>

#### （2）養護教諭

学校生活 行 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方の養護教諭が、出張や年休で不在のとき、中高両方養護する。</li> <li>・緊急のときは、現実として中高分け隔てなく対応する。</li> </ul>
-------------	---

議第 7 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「及び前項」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 10 条第 1 項中「（平成 11 年文部省告示第 58 号）」を削る。

第 10 条の 2 中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同条を第 10 条の 3 とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（併設型高等学校における教育課程の実施）

第 10 条の 2 別表第 3 の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）

及び同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

2 併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。

第 11 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 20 条第 1 項中「養護教諭、実習教諭及び学校技能員」を「養護教諭又は養護助教諭及び実習教諭又は実習講師」に改め、同条第 2 項中「及び主査又は主事」及び「養護助教諭、実習講師」を削り、「主任主査、副主任、主任主事」を「主査、主任主査、主任主事、副主任、主事」に、「調理師」を「調理師、学校技能員」に改める。

第 21 条の表中

「

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

を

「

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。

に

改める。

第 38 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 併設型高等学校の校長は、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について別に定めるところにより入学を許可する。

第 39 条中「入学願書（別記様式第 5 号）」を「教育長が別に定める様式による入学願書」に、「受験料」を「入学者選拔手数料」に改める。

第 42 条第 1 項中「別記様式第 6 号」を「別記様式第 5 号」に改める。

第 45 条第 5 項中「及び」を「、」に「相互間」を「及び通信制の課程相互間」に改める。

第 10 章の章名中「受験料」を「入学者選拔手数料」に改める。

第 47 条の見出し中「受験料」を「入学者選拔手数料」に改め、同条第 1 項中「受験料」を「入学者選拔手数料」に、「山形県立高等学校の授業料等徴収条例（）」を「山形県立学校の授業料等徴収条例（）」に、「山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則」を「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

別表第 1 中

「

同	山形中央高等学校	普通 体育		200 80			
---	----------	----------	--	-----------	--	--	--

を

」

「

同	山形中央高等学校	普通 体育		160 80			
---	----------	----------	--	-----------	--	--	--

に、

」

「

同	楯岡高等学校	普通		200			
同	村山産業高等学校	農 業	農産システム	募集停止			
			環境クリエイト	募集停止			
			農業経営	40			
			農業環境	40			
		工 業	機械システム	募集停止			
			プロダクトデザイン	募集停止			
			電子システム	募集停止			
		商 業	機械	40			
			電子情報	40			
			流通ビジネス	40			

を

」

同 村山産業高等学校	農 業	農業経営	40			
		農業環境	40			
	工 業	機械	40			
		電子情報	40			
商 業	流通ビジネス	40				
同 東桜学館高等学校	普 通		200			

に、

同 新庄神室産業高等 学校	農 業	生産生物	40			
		生物環境	40			
	工 業	機械システム	募集停止			
		電気システム	募集停止			
		機械電気	40			
真室川校	普 通	環境デザイン	40			
			40			

を

同 新庄神室産業高等 学校	農 業	生産生物	40			
		生物環境	40			
	工 業	機械電気	40			
		環境デザイン	40			
真室川校	普 通		40			

に、

同 米沢工業高等学校	工 業	機械	40	工業	産業	夜40
		生産システム	40			
		電気	40			
		意匠情報	40			
		建築	40			
		環境工学	40			
同 米沢商業高等学校	商 業	総合ビジネス	80			
		国際ビジネス	募集停止			
		情報ビジネス	40			

を

同 米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜40
		生産システム	募集停止			
		電気	募集停止			
		意匠情報	募集停止			
		生産デザイン	40			
		電気情報	40			
		建築	40			
環境工学	40					
同 米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80			
		情報ビジネス	40			

に、

同 酒田光陵高等学校	普通 工業	機械	120			
		電子機械	40			
		エネルギー技術	40			
		環境技術	40			
		商業	国際経営	募集停止		
	情報	ビジネス流通	40			
		ビジネス会計	40			
			40			
			40			
			40			

を

同 酒田光陵高等学校	普通 工業	機械	80			
		電子機械	40			
		エネルギー技術	40			
		環境技術	40			
		商業	国際経営	募集停止		
	情報	ビジネス流通	40			
		ビジネス会計	40			
			40			
			40			
			40			

に

改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

高等学校名	中学校名
山形県立 東桜学館高等学校	山形県立 東桜学館中学校

別記様式第5号を削り、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第39条の改正規定（「受

験料」を「入学者選拔手数料」に改める部分に限る。)並びに第 10 章の章名、第 47 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

平成 28 年度高等学校再編整備計画に伴う学科改編、入学定員の変更及び東桜学館高等学校の教育課程の編成等を行うため提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会  
教育長 菅 野 滋

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(休業日)</p> <p>第8条 高等学校の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。ただし、定時制の課程については、教育長の承認を得てこれによらないことができる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 校長は、第1項の休業日のほか農繁期において休業を必要と認めたときは、あらかじめ教育長に届け出て農繁休業日を設けることができる。</p> <p>4 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育長の承認を得て、第1項及び前項に規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。ただし、山形県立高等学校入学者選抜業務に関する休業日については、届出によるものとする。</p> <p>第9条 一略一</p> <p>(教育課程の編成)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第8条 高等学校の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。ただし、定時制の課程については、教育長の承認を得てこれによらないことができる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(削る)</p> <p>3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育長の承認を得て、第1項に規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。ただし、山形県立高等学校入学者選抜業務に関する休業日については、届出によるものとする。</p> <p>第9条 一略一</p> <p>(教育課程の編成)</p>
<p>第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）に基づき、教育長の指示により校長が編成する。</p> <p>(連携型高等学校における教育課程の実施)</p> <p>第10条の2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条の規定により、別表第3の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p>	<p>第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき、教育長の指示により校長が編成する。</p> <p>(併設型高等学校における教育課程の実施)</p> <p>第10条の2 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <p>2 併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。</p> <p>(連携型高等学校における教育課程の実施)</p> <p>第10条の3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条の規定により、別表第4の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p>

(授業時数)

第11条 校長は、授業を行なう日数、時間数及び授業終始の時刻について、高等学校授業日数時間数表(別記様式第2号)を作成し、毎年4月末日までに教育長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

第12条～第19条 一略一

(職)

第20条 高等学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭及び学校技能員を置く。

2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長及び主査又は主事を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。

副校長、助教諭、講師、養護助教諭、実習講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主任主査、副主任、主任主事、開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査、栄養主査、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師

(職務)

第21条 前条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
一略一	

第22条～第37条 一略一

(入学許可及び選抜)

第38条 校長は、入学を志願した者(以下「入学志願者」という。)について選抜により入学を許可する。

(授業時数)

第11条 校長は、授業を行う日数、時間数及び授業終始の時刻について、高等学校授業日数時間数表(別記様式第2号)を作成し、毎年4月末日までに教育長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

第12条～第19条 一略一

(職)

第20条 高等学校に校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び実習教諭又は実習講師を置く。

2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。

副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査、栄養主査、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員

(職務)

第21条 前条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
一略一	

第22条～第37条 一略一

(入学許可及び選抜)

第38条 校長は、入学を志願した者(以下「入学志願者」という。)について選抜により入学を許可する。

2 併設型高等学校の校長は、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒に

2 前項の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

(志願手続)

第39条 入学志願者は、入学願書(別記様式第5号)及び出身学校長の作成した調査書並びに受験料を添え、出身学校長を経由して、志願する高等学校長に提出しなければならない。ただし、高等学校長が認める場合は、調査書を省略することができる。

第40条～第41条 一略一

(誓約書の提出)

第42条 入学を許可された者は、保護者連署の誓約書(別記様式第6号)に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。

2 一略一

第43条～第44条の2 一略一

(転学及び転籍)

第45条 生徒は、他の学校に転学又は他の課程に転籍しようとするときは、転学(転籍)願書に保護者が連署して校長に願い出なければならない。

2～4 一略一

5 校長は、全日制の課程及び定時制の課程相互間の転籍について、修得した単位に応じて相当の学年又は年次に転入を許可することができる。

第46条 一略一

第10章 授業料、入学料及び受験料

(授業料、入学料及び受験料)

第47条 授業料、入学料及び受験料の徴収額及び徴収方法等については、山形県立高等学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)及び山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の定めるところによる。

2 一略一

第48条～第53条 一略一

ついて別に定めるところにより入学を許可する。

3 第1項の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

(志願手続)

第39条 入学志願者は、教育長が別に定める様式による入学願書及び出身学校長の作成した調査書並びに入学者選拔手数料を添え、出身学校長を経由して、志願する高等学校長に提出しなければならない。ただし、高等学校長が認める場合は、調査書を省略することができる。

第40条～第41条 一略一

(誓約書の提出)

第42条 入学を許可された者は、保護者連署の誓約書(別記様式第5号)に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。

2 一略一

第43条～第44条の2 一略一

(転学及び転籍)

第45条 生徒は、他の学校に転学又は他の課程に転籍しようとするときは、転学(転籍)願書に保護者が連署して校長に願い出なければならない。

2～4 一略一

5 校長は、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間の転籍について、修得した単位に応じて相当の学年又は年次に転入を許可することができる。

第46条 一略一

第10章 授業料、入学料及び入学者選拔手数料

(授業料、入学料及び入学者選拔手数料)

第47条 授業料、入学料及び入学者選拔手数料の徴収額及び徴収方法等については、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)及び山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の定めるところによる。

2 一略一

第48条～第53条 一略一

別表第1

## 高等学校の名称・課程及び入学定員

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員
(略)				
同 山形中央高等学校	普通 体育	200 80		
(略)				
同 楯岡高等学校	普通	200		
同 村山産業高等学校	農 業	農産システム 募集停止		
		環境クリエイト 募集停止		
		農業経営 40		
		農業環境 40		
	工 業	機械システム 募集停止		
		プロダクトデザイン 募集停止		
		電子システム 募集停止		
		機械 40		
		電子情報 40		
	商 業	流通ビジネス 40		
(略)				
同 新庄神室産業高等学校	農 業	生物生産 40		
		生物環境 40		
	工 業	機械システム 募集停止		
		電気システム 募集停止		
		機械電気 40		
		環境デザイン 40		
真室川校	普通	40		

別表第1

## 高等学校の名称・課程及び入学定員

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員
(略)				
同 山形中央高等学校	普通 体育	160 80		
(略)				
同 村山産業高等学校	農 業	農業経営 40		
		農業環境 40		
	工 業	機械 40		
		電子情報 40		
	商 業	流通ビジネス 40		
同 東桜学館高等学校	普通	200		
(略)				
同 新庄神室産業高等学校	農 業	生物生産 40		
		生物環境 40		
	工 業	機械電気 40		
		環境デザイン 40		
真室川校	普通	40		

(略)

同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜40
			生産システム	40			
			電気	40			
			意匠情報	40			
			建築	40			
環境工学	40						
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80			
			国際ビジネス	募集停止			
			情報ビジネス	40			

(略)

同	酒田光陵高等学校	普通 工業	機械	120			
			電子機械	40			
			エネルギー	40			
			ギア技術	40			
			環境技術	40			
		商業	国際経営	募集停止			
			ビジネス	40			
			流通	40			
			ビジネス	40			
			会計	40			
情報		40					

(略)

別表第3

- 様式第1号
- 様式第2号
- 様式第3号
- 様式第4号
- 様式第5号
- 様式第6号

(略)

(略)

同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜40
			生産システム	募集停止			
			電気	募集停止			
			意匠情報	募集停止			
			生産デザイン	40			
			電気情報	40			
			建築	40			
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80			
			情報ビジネス	40			
			環境工学	40			

(略)

同	酒田光陵高等学校	普通 工業	機械	80			
			電子機械	40			
			エネルギー	40			
			ギア技術	40			
			環境技術	40			
		商業	国際経営	募集停止			
			ビジネス	40			
			流通	40			
			ビジネス	40			
			会計	40			
情報		40					

(略)

別表第3

高等学校名	中学校名
山形県立 東桜学館高等学校	山形県立 東桜学館中学校

別表第4

(略)

- 様式第1号
- 様式第2号
- 様式第3号
- 様式第4号
- (削る)
- 様式第5号

議第 8 号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和 33 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「職員」を「介助員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 附則別表の職の欄に掲げる職は改正後の技能労務職員に関する規則第 2 条の 2 及び別表の規定にかかわらず、附則別表の期間の欄に掲げる期間、同条に規定する給料の調整を行う職とし、当該職に係る調整数は当該期間の区分に応じ、同表の調整数の欄に掲げる調整数とする。

附則別表

職	期間	調整数
県立の特別支援学校に勤務する職員（介助員を除く。）の占める職	平成 27 年 10 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	1
	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	0.5

提 案 理 由

平成 26 年 10 月における県人事委員会の報告を受け、給料の調整を行う職の業務実態や他の都道府県の措置状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、給料の調整を行う職を見直すため提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

# 技能労務職員に関する規則の一部改正について

教育庁総務課教職員室

## 1 改正理由

平成 26 年 10 月における県人事委員会の報告を受け、特別支援学校に勤務する技能労務職員について、給料の調整を行う職の業務実態や他の都道府県の措置状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、給料の調整を行う職を見直すもの

## 2 改正内容

特別支援学校に勤務する技能労務職員（介助員を除く）に措置されている給料の調整額を廃止する。

## 3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日 平成 27 年 10 月 1 日

(2) 経過措置 激変緩和のため、所要の経過措置を設ける。

現行		調整数 1
経過措置	H27. 10. 1～H28. 3. 31（6 月間）	調整数 1
	H28. 4. 1～H29. 3. 31（1 年間）	調整数 0.5
廃止	H29. 4. 1～	—

### (参考) 給料の調整額

#### 1 給料の調整額

職務の複雑、困難若しくは責任の度合い又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職を占める職員に支給される。

給料の調整額は、給料に含まれるので、期末手当・勤勉手当等の算定基礎となるほか、退職手当の算定基礎にもなる。

#### 2 支給額（毎月）

$$\boxed{\text{①調整基本額}} \times \boxed{\text{②調整数}}$$

(例) 技能労務職給料表 3 級の場合

$$9,700 \text{ 円} \times 1 = 9,700 \text{ 円} \quad \text{年間 約 16 万円 (期末手当・勤勉手当分を含む)}$$

$\boxed{\text{①調整基本額}}$  (給料表の級ごとに定額)

技能労務職給料表 1 級(学校技能員等)6,700 円 ～ 4 級(技能長)10,300 円 ほか

$\boxed{\text{②調整数}}$

勤務箇所	職員	調整数
特別支援学校	教員、 <u>事務職員</u> 、 <u>学校栄養職員</u> 、 <u>技能労務職員</u> ( <u>学校技能員</u> 、 <u>調理師</u> 、介助員)	1
小中学校	特別支援学級等担当の教員	1

※     は、H27. 10 廃止 (H27. 7 県人事委員会規則改正済み)

    は、H27. 10 廃止予定 (今回、技労規則を改正)

技能労務職員に関する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表		別表	
職	調整数	職	調整数
県立の特別支援学校に勤務する職員 <small>の占める職</small>	1	県立の特別支援学校に勤務する介助員 <small>の占める職</small>	1

議第 9 号

平成 29 年度山形県立中学校入学者選抜基本方針の決定について

平成 29 年度山形県立中学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提 案 理 由

平成 29 年度における山形県立中学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要があるため提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

## 平成 29 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針（案）

平成 29 年度山形県立東桜学館中学校の入学者選抜は、平成 28 年の山形県教育委員会の公告に基づき実施するが、選抜の基本的な方針については、以下のとおりとする。

- 1 入学志願及び募集人員は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 志願資格は、次のいずれかに該当する者とする。
    - ① 平成 29 年 3 月に小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業又は修了見込みの者で、保護者とともに山形県内に住所を有する者
    - ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者
  - (2) 入学志願は、在学する学校の校長を経由せず、直接行うものとする。
  - (3) 出願受付期間は、平成 28 年 11 月 28 日（月）から平成 28 年 12 月 2 日（金）までとする。
  - (4) 募集人員は 99 名とする。なお、男女別の定員は同数程度とする。
- 2 入学者は、山形県立東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、志願者の能力や適性等を総合的に判定し選抜する。選抜の資料については、次の各号に定めるところにより、小学校等における学習等の諸活動の記録（以下「調査書」という。）並びに山形県教育委員会が実施する適性検査、作文及び面接の結果を用いるものとする。
  - (1) 第 5・第 6 学年における各教科の評定合計と、適性検査、作文及び面接の得点合計については、同じ比率で扱う。
  - (2) 調査書中の各教科の評定以外の記録にも留意する。
- 3 適性検査、作文及び面接は、次の各号に定めるところにより行う。
  - (1) 適性検査、作文及び面接は、平成 29 年 1 月 7 日（土）に行う。
  - (2) 適性検査については、時間を 55 分、配点を 100 点とし、課題を理解し、根拠に基づいて論理的に考え、適切に判断する能力、課題に対する自分の考えを表現する能力など、小学校等の教育課程に基づく学習によって身につけた総合的な力をみるものとする。
  - (3) 作文については、時間を 40 分、配点を 35 点とし、与えられたテーマについて、自分の考えや意見などを適切にまとめ、文章で表現する力をみるものとする。
  - (4) 面接は集団面接とし、時間を 15 分程度、配点を 15 点とし、志願動機や学習への関心・意欲などを総合的にみるものとする。
- 4 選抜結果通知書は、平成 29 年 1 月 12 日（木）に発送する。
- 5 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

議第 10 号

平成 28 年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について

平成 28 年度山形県立東桜学館中学校の入学者を別紙のとおり募集する。

提 案 理 由

平成 28 年度における山形県立東桜学館中学校の入学者の募集を行う必要があるため提案するものである。

平成 27 年 8 月 20 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

平成28年度山形県立中学校の入学者を次のとおり募集する。

平成27年○月○日

山形県教育委員会委員長 長 南 博 昭

学 校 名	入学定員	特 記
山形県立東桜学館中学校	99	男女別の定員は同数程度

(注) 入学者志願に係る詳細については別記「平成28年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

## 別記

### 平成28年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項

#### 1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

① 平成28年3月に小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者

② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

① 県外の小学校等を平成28年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者

② 県外の小学校等を平成28年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を平成28年3月に修了見込みのもので、入学までに山形県内に住所を有する者

④ 最終学校が外国の現地校であり、平成15年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

#### 2 通学区域 県下一円

#### 3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

①県外等からの志願承認書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成27年11月30日(月)から平成27年12月4日(金)午後3時までに山形県立東桜学館中学校・高等学校開校準備委員会委員長まで提出する。

#### 4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

(1) 適性検査、作文、面接は、平成28年1月9日(土)に山形県立楯岡高等学校で行う。

(2) 選抜結果通知書は、平成28年1月14日(木)夕方に発送する。

#### 5 その他

細部については、平成28年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項によるものとする。